

## 別表 指定校変更及び区域外就学の許可基準

令和4年10月1日要綱改正

項目	事由	期間	申請書以外の必要書類と備考
1.	住所異動による変更		
① 学年末	通学区域外へ住所異動したが、学年末まで、引き続き同じ学校に通学	異動日から学年の修了まで	・ 学校長の副申書
② 転居距離	市内転居により通学区域外に住所異動したが、新住所地の指定校よりこれまでの学校のほうが、※ <u>明らかに直線距離が近い</u> ため、引き続き同じ学校へ通学	卒業まで	・ 学校長の副申書 ※200m以上近い場合のみ。教育委員会で計測しますので個別にお問い合わせください。
③ 前もって	住居新築・改築等で通学区域外から前もって新住所の指定校に通学	1年間	・ 学校長の副申書 ・ 建築請負等契約書の写し (所在地・引き渡しや入居の時期が明記されているもの)
④ 公共事業	公共事業により、通学区域外に住所異動したが、引き続き同じ学校へ通学	卒業まで	・ 学校長の副申書 ・ 契約書等写し(所在地・退去時期・補償等が明記されているもの)
2.	保護者の状況による変更		
① 就労要件	保護者の就労の関係で下校後保護するものがいないため、親戚宅または保護者いずれかの勤務地がある小学校または義務教育学校前期課程に通学	1年間 ※以降継続の場合、年度ごとに更新手続きが必要	・ 勤務証明《勤務先の所在地、平日の勤務時間、勤務日等が明記されており、会社印のあるもの》 ・ 在学中の新規申請の場合は学校長の副申書
② 入院等	保護者の入院等により一時的に通学区域外から通学	必要とする期間	・ 学校長の副申書 ・ 診断書又は理由書
3.	制度による変更 (入学後に住所異動なく変更不可)		
① 調整区域	※ <u>調整区域</u> に住み、調整校へ通学	卒業まで	※調整区域については、通学区域一覧表をご参照ください。
② 区域変更	在籍する学校の通学区域の変更があったが引き続き同じ学校に通学	卒業まで	
③ 支援学級	指定校に対象種別の特別支援学級が設置されておらず、設置のある学校へ通学	卒業まで	○就学相談が必要

④ 800m	指定校や統合新設校までの直線距離が概ね800m以上あり、直線距離で <u>※明らかに近い隣接区域の学校へ通学</u>	卒業まで	※200m以上近い場合のみ。距離は教育委員会で計測しますので個別にお問い合わせください。
⑤ 統合新設	統合新設校となる学校に前もって通学		
⑥ きょうだい	<u>※同居するきょうだいが指定校変更して</u> 在籍する学校への通学	卒業まで	※きょうだいが項目1-①、1-③を除く事由で指定校変更され、同じ学校に在籍する期間がある場合のみ
⑦ 小中連携	次年度中学校または義務教育学校後期課程へ進学予定のものが、 <u>※指定校変更して</u> 在籍する学校と同通学区の学校へ進学	卒業まで	※本人が項目1-①、1-③を除く事由で指定校変更され、市内在住の6年生のみ
⑧ 居住実態	<u>※正当な事由</u> があり、住民登録地以外に居住し、居住地の指定校へ通学	住所異動まで	・居住実態を証明する書類 (民生委員の状況確認書や賃貸借契約書、入所・委託措置通知書など) ※正当な事由とは、DV避難や、児童養護施設や里親制度を利用された場合等をさします。
4.	教育的配慮による変更 (指定校変更委員会の審査が必要)		
① いじめ等	いじめ等への対応・学校の取り組みにもかかわらず、指定校への通学が困難と認められる場合	卒業まで	・教育委員会が必要とする書類 ※市内在住の方のみ
② 教育的配慮	身体的理由、その他の理由により特別に指定校変更が必要な場合	卒業まで	・教育委員会が必要とする書類 ※市内在住の方のみ

問い合わせ先  
東大阪市教育委員会 学校教育部 学事課  
TEL 06-4309-3271  
FAX 06-4309-3838